

第10回厚生常任委員会会議録

1 開会日時 平成30年9月13日（木）午前10時0分

2 閉会日時 平成30年9月13日（木）午後2時17分

3 会議場所 議会委員会室

4 出席委員

2番 大森 進次君 5番 光成 良充君 6番 保田 守君

9番 原田 素代君 13番 福木 京子君 15番 岡崎 達義君

18番 金谷 文則議長

5 欠席委員

なし

6 説明のために出席した者

市長 友實 武則君 副市長 倉迫 明君

市民生活部長 作本 直美君 保健福祉部長 直原 平君

保健福祉部参与兼社会福祉課長 国正 俊治君 赤坂支所長兼市民生活課長 黒田 靖之君

熊山支所長兼市民生活部参与兼市民生活課長 入矢五和夫君 吉井支所長兼市民生活課長 徳光 哲也君

市民生活課長兼協働推進課長 矢部 恭英君 環境課長 大窄 暢毅君

子育て支援課長 戸川 邦彦君 健康増進課長 石原万輝子君

介護保険課長 谷名菜穂子君 赤坂支所健康福祉課長 中永 光一君

熊山支所健康福祉課長 馬場 弘祥君 吉井支所健康福祉課長 稲生真由美君

7 事務局職員出席者

議会事務局長 奥田 吉男君 主任 細川 伸也君

8 審査又は調査事件について

1) 議第48号 赤磐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第25号）

2) 議第49号 赤磐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第26号）

3) 議第51号 平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）

4) 議第52号 平成30年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

5) 議第53号 平成30年度赤磐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

6) 議第54号 平成30年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第1号）

7) 議第55号 平成30年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第1号）

8) その他

- ・事業の進捗状況について
- ・その他

9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（原田素代君） おはようございます。

ただいまから第10回厚生常任委員会を開会いたします。

開会に先立ち、友實市長の御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆様、おはようございます。

今日は、御多忙の中、第10回の厚生常任委員会をお開きいただきましてまことにありがとうございます。

挨拶に先立って、一言おわびを申し上げさせていただきます。

このたび、赤磐市地区敬老会助成事業に関するアンケートの実施を行いました。当委員会にこの内容等、お諮りすることなく実施してしまいました。これについて深くおわびを申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

そして、本日の厚生常任委員会でございますが、9月の定例市議会にお諮りをさせていただいております議案についての審査、そしてその他については事業の進捗状況等について御協議、御報告をさせていただく予定となっております。何とぞよろしくお願い申し上げまして御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

ただいまの市長の謝罪についてはその他のところで少し皆さんの御意見がおありのようですから幾らか質疑をさせていただこうと思いますが、それは最後にします。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、議第48号赤磐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第25号）から議第55号平成30年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第1号）までの7件であります。

それではまず、議第48号赤磐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第25号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 議第48号につきましては、本議会で御説明したとおりでございます。補足説明等はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

これから、質疑をお受けいたします。

質疑はありませんか。

○委員（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） これは、外部搬入ができる事業者保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち適切に対応できるものとして市が適当と認めるものが加えられたって説明が前にあったんですけど、これどのような基準で判断するのかっていうのを教えていただきたいんですけど。

○委員長（原田素代君） 答弁求めます。

戸川課長。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） この家庭的保育事業の給食提供の搬入業者についてですが、市のほうで判断して適当と認めるものというところで、今考えておりますのは過去にその搬入の経験がありましてその搬入に関しましてその法人ないしは施設について事故がないよう適切に運営が行われているという条件を勘案して市のほうで判断していきたいと思っております。

○委員長（原田素代君） いいですか。

岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） そういうふうに判断するんですけども、それをすると事業者っていうのは限られてきますよね。その限られた事業者の中でその事業者全てっていうわけじゃないでしょうけど何件かっていうことになるんですか。

○委員長（原田素代君） 戸川課長。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） 今現在赤磐市の状況でいいますと、法人さんの運営している保育園に関しまして外部業者からの搬入を受けている園がございません。この家庭的保育事業の実施事業者につきましても、現在のところ赤磐市では事業者がありません。このことを勘案しますと、実質これから赤磐市内のその搬入業者が認定してくださいという格好で出てくる可能性が今のところは低いと考えています。この先法人さんが新たに自園の給食提供を外部業者に委託するということになりますと、我々も法人さんに監査に行っておりますので、監査の段階で外部搬入業者がどこの業者でどういう業者かというのはその都度確認していきたいと思っております。

○委員（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） こういうふうにして外部から業者を入れるっていうことになれば、自園調理っていう基本原則が崩れてくるんじゃないですか。外部委託っていうことを後々にはなってくるんじゃないですか。子供たちの食事っていうのは大変なんですよね。ほいで、ましてや保育園とか幼稚園になると小さい子から6歳ぐらいまでの子がいますからね。それぞれに調理が別々になってくるわけですよ。中にはアレルギーの子もいますしね。ですから、そういう場

合外部から簡単な基準で入れるっていうことは、そういう大変な部分というのを無視することにはなりはしませんか。そこらあたりを。

○委員長（原田素代君） 戸川課長。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） 御質問にありましたとおり、我々も公立の保育園を運営しております。その中で給食提供というのはすごく難しい部分がたくさんあるのでそういったところに関しましては今法人さんの御努力で外部搬入している施設はございませんが、多分法人さんも同じ考えだと思っております。そういった中で我々が見きわめていくに当たっては、今公立保育園で栄養士なり調理師なりが働いてくださっています。そういった皆さんの御意見も聞きながら慎重に慎重を重ねた上でやっていきたいと思っております。

○委員（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 最終的に外部委託っていうのを考えてるわけではないんですか。

○委員長（原田素代君） 戸川課長。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） 基本的にはこれは国が定めたものの基準を準用したものでありまして、市としては基本的にはこの外部委託につきましてもあくまで期限を設けて外部委託をしてもいいですよという形です。ですので、できる限り自園調理を進めていただくという方針は市としては変わらないです。

○委員長（原田素代君） 他にこの条例についての御質問はございませんか。

福木委員。

○副委員長（福木京子君） 今の議論の関係で、これ厚生省の省令で4月27日に公布されたという説明がありましたよね。国はそういうふうに言ってるんですけどこれを別に認めない自治体も出てくる可能性もありますね、今基本はきっちりやるということになれば、一応国はこの省令は出てきてもこれを認めない自治体もこれから出てくる可能性もあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺とそれから部外からの業者というても結構大きなそういう給食センターみたいなところから、市内に今ないというて言われたんで、そういう給食センターの業務やってるところから仕入れるような形になるんですか。もし、これこの外部委託というのは。どういうふうに考えたらいいか。

○委員長（原田素代君） 戸川課長。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） まず、初めの御質問です。この国の基準に準じて改正させていただくこととなっておりますが、現在ある基準を緩和するものでございますので、先ほど委員さんが言われたとおり緩和をしない自治体も出てくるかと思えます。そうなったときに、その国の基準と市の基準との差について事業者から説明を求められたときに適正に説明する必要があるかと思えます。赤磐市としましては、現在のところ事業者はございませんが、一応国の基準に準ずる形とさせていただきます。先ほど判断基準につきましても、きっちりとした

形で厳しく判断していきたいと考えております。

それから、2つ目でございます。外部搬入とは言われますが、多くの施設が導入している外部委託につきましても自園の調理室を使つての調理をされて調理業務だけを委託しているところとかというのが多く見られます。実際、外部搬入を導入している施設というのは、保育園では3歳未満の子供さんがいるので近隣におきましてもそんなに多くは見られません。自園調理を3歳未満の子供につきましても調理業務の委託までは認められていますが外からものを運んでくるというのは法律上認められていないので、外部搬入の施設が保育園に入ってくるというのはなかなか難しい状況であるのが現状です。

○副委員長（福木京子君） わかりました。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） もう1つは、代替保育の件なんですけれども、前の委員会で説明を受けたときに3歳未満の者を家庭的に預かることを目標にしてこの代替保育をするということなんです。3歳未満の者を家庭的に預かるっていう意味を教えてください。誰でも預かるようになるのか、そういう保育の資格を持つてる人に預けるようになるのか、あるいは小さな民間の保育施設なんかに預けるようになるのか、そこらあたりをお聞かせください。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） はい。

○委員長（原田素代君） 戸川課長。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） この家庭的保育事業というのが、さまざまなタイプがございます。一番その中で家庭的保育事業につきまして研修を受けて保育士と同等の知識を有する者と認められた者が預かることができるようになっています。その研修につきましては、県が認定した研修を受けるような形になっております。その研修を受けた方が自分の居宅や専用の施設で1人が保育できる乳幼児の数は、3人以下とされています。もう1人補助者がいれば5人までというのが家庭的保育事業であります。その家庭的保育事業の中には小規模の施設型の保育事業なんかもございます。それに関しましては、保健師や看護師、保育士等が勤務することとなっています。そのほか、居宅の訪問型保育事業というのがございます。これは、その研修を受けた家庭的保育事業者が乳幼児の家庭を訪問して保育を行うというものでございます。それにつきましては、保育者1人につき乳幼児は1人となっております。あともう1つ、事業所内の保育所というのがございます。こちらにつきましては、各企業さんが持たれている事業所の保育事業を実施するものとなっております。

以上です。

○委員（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 家庭で預かるのも、そういうふうにしていろいろな資格が必要なわけですね。今待機児童は、赤磐市ではないわけですね、一応。待機児童はいないけど保育

士が足りないっていう部分もあるわけでしょうから、家庭で預かるっていうよりむしろそういう方たちを今の保育所とか幼稚園にいざなってそこで働いていただくっていうことにはならないわけですか。家庭で預かるっていうのはいろいろリスクも出てくるんだろうし、なかなか難しい部分もあると思いますので、そういう方たちを保育園とかあるいは幼稚園にぜひ来ていただきたいということで勧めるっていうわけにはいかないんですか。そこで預かってもらうっていうそういう方向にはならないんですか。

○委員長（原田素代君） 戸川課長。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） 現在の保育所の設備と運営の方法から考えますと、なかなかそこに混在するというのは厳しいかと思います。

○委員（岡崎達義君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（原田素代君） ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） ないようですので、そうしましたら次へ行きます。

質疑がなければこれで質疑を終わります。

続いて、議第49号赤磐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第26号）を議題として審査を行います。

執行部の補足説明がありますか。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 議第49号につきましても、本議会で説明はさせていただいたとおりでございます。補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長（原田素代君） それでは、皆さんからの質疑をお願いいたします。

福木委員。

○副委員長（福木京子君） 本会議で説明はされたんですけど、特定地域型保育事業というかそのあたりをもう少し説明していただきたらと思います。

○委員長（原田素代君） 戸川課長。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） それでは、御質問のありました特定地域型保育事業ということにつきまして説明させていただきます。こちらにつきましては、平成27年度から新たに設けられました子ども・子育て支援法に基づきまして、地域において今現在幼稚園、保育所、認定こども園等就学前の子供の施設がございます。その施設とは別に先ほど申し上げました家庭的保育事業などを含んで地域で独自に実施するその地域型の保育事業を全て指すものでございます。その中で、ここに地域型保育事業とされているものにつきましては、そういった施設の事業者から届け出があって市町村が認めたものがこの事業に該当するものでございます。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

- 委員長（原田素代君） 福木委員。
- 副委員長（福木京子君） 赤磐市内では、そしたら何カ所ありますか。
- 委員長（原田素代君） 戸川課長。
- 子育て支援課長（戸川邦彦君） 現在のところ赤磐市では、実施事業者はございません。
- 委員長（原田素代君） 福木委員。
- 副委員長（福木京子君） ゼロということなのですが、あそこの赤坂の事業所の内山工業ですかね、あそこは入らないんですか。
- 委員長（原田素代君） 戸川課長。
- 子育て支援課長（戸川邦彦君） 赤坂の事業所内保育事業につきましては、労働局サイドの企業主導型の保育事業となっておりますので、福祉系の保育事業には入っておりません。
- 委員長（原田素代君） 福木委員。
- 副委員長（福木京子君） そしたら、赤坂の企業主導型のですからこれとは別だということね。そしたら、医師会病院も保育所をしてますよね、院内保育か。これは。
- 委員長（原田素代君） 戸川課長。
- 子育て支援課長（戸川邦彦君） 赤磐医師会病院の事業所内保育所につきましては、こちらでも福祉型の保育事業の認定は受けておられません。推測で申しわけないんですが、医療系、介護系につきましては地域医療介護総合確保基金による院内保育所及び介護施設内保育所に対する支援措置というものを持っておられますので、多分医師会病院につきましては院内保育所としてそちらの医療系の総合支援事業のほうで実施されているものと思われまます。
- 委員長（原田素代君） いいですか。
- 皆さんのほうではよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（原田素代君） それでは、ないようですので質疑を終わります。
- 続いて、議第51号平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）を議題とし、これから審査を行います。
- 執行部の補足説明はありますか。
- 市民生活部長（作本直美君） 委員長。
- 委員長（原田素代君） 作本部長。
- 市民生活部長（作本直美君） 市民生活部関連といたしましては、債務負担行為につきましては簡単に担当課から再度御説明をさせていただきます。
- 環境課長（大窄暢毅君） 委員長。
- 委員長（原田素代君） 大窄課長。
- 環境課長（大窄暢毅君） それでは、早速ですが、市民生活部の厚生常任委員会資料1ページをごらんください。平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）補正予算書につきまして

は、4ページの債務負担行為補正のうち環境課から赤磐市環境センター（エネルギー回収推進施設運転管理業務委託料と赤磐市ごみ収集等業務委託料）について御説明をさせていただきます。

まず、赤磐市環境センターにおける運転管理業務委託料についてでございますが、この委託業務は主に焼却施設の通常の運転、清掃、部品調達及び日、週、月単位また年1回の総合点検などの業務を委託するものでございます。施設の規模や概要につきましては、その内容をごらんください。なお、原則として、運転等の時間は1日当たり16時間、月曜日から金曜日までとしております。

次に、2つ目のごみ収集等業務委託料でございますが、これは赤磐市内におけるごみや資源化物など集積所に排出されたものを定期的に収集、運搬する業務などを委託するものでございます。(3)のところ、委託範囲につきましては、現在とほぼ変わりはありませんが、①家庭から出される燃えるごみについては米印に記載しています地域を除く残りの全地域、それから②資源ごみ等に関しましては山陽、熊山地域と赤坂、吉井地域で異なった内容となっておりますのでこちらに記載しているものを委託、③につきましては全地域ということになっておまして、それ以外はそれぞれ直営での収集となります。この委託範囲につきましては、市職員が直営で収集等行う部分とそれから委託で行う部分を業務効率や事業全体としての経費的な側面から設定したものでございまして、今後は若干拡張された委託範囲というのも考えております。

なお、この2つの委託業務ですが、いずれも平成26年度から5年間の複数年契約が今年度末で終了しますので、新たに来年度当初からの業務を5年間委託するものでございます。今後業者の選定や引き継ぎ等を年度内に実施しまして、スムーズなまた確実な移行を考え、この時期に上程させていただくものでございます。

環境課からは以上でございます。

○委員長（原田素代君） 続いて、もうよろしいですか。

直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 議第51号平成30年度赤磐市一般会計補正予算につきましては、補足説明、保健福祉部関係はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君） それでは、説明が終わりましたので、皆さんからの御質疑をお願いいたします。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） 質問は、今のごみの補正予算の債務負担行為のことについてですか。

○委員長（原田素代君） いやいや、全てです、一般会計補正予算。どこからでもいいです

よ。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） この環境センターの運転管理業務委託、また今後5年間ですよ。この辺の、以前5年間で入札もいろいろありまして、それから丸2年ちょっとで部品が早く修繕しないといけないというような状況もこれまであったんですけど、そういうふうなのも加味しながら再度今回新たに5年間されるんですけど、その辺の入札のこととかそれから今後の修繕の分なんかもどういうふうにするとかその辺を考えてることを教えていただきたいんですが。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 赤磐市環境センターの運転管理業務につきまして、業者の選定方法であるとか今後の修繕等の運営についての御質問であるとお伺いします。まず、業者の選定方法につきましては、現在のところ今回につきましては公募型プロポーザル方式、こちらのほうを採用して実施することを予定しております。赤磐市環境センターも、平成26年度から運転を開始しまして5年間の運転管理の期間が今年度末に終了するというので、今回は瑕疵期間も2年ありましたので価格競争ということに重点を置きまして一般競争入札で業者選定のほうを行いました。副委員長もおっしゃいますとおり、施設も6年目に入り、今後は大規模な修繕であるとかそれから日常的な小修繕等々も増加していくものと考えております。そういった意味で、施設を長寿命化させて運転自体も安定的かつ確実にやっていくためにも、今回に関しましては価格だけでなく技術的な部分にも重点を置きましたプロポーザル方式、こちらのほうで行う予定としております。そういった意味から、修繕も当然計画に沿いまして考えながら進めていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） プロポーザルでやるんですね。だから、これは公募して何者かがされるんですけど、経験としてはあそこをつくった業者とそれから運転は今回は違う業者でしたよね。そういうふうな状況もある分、全て加味しながらプロポーザルの分でやられるんですけど、そのあたりが今後どういうふうになっていくのかなというふうにも思ってるんで、その辺をもう少し安心できるような説明をしていただきたいなというふうに思うんですが。質問がようわかりませんか。答弁が抽象的だったんで、もう少し価格、技術面、そういうことも加味するという事なんですけど、もう少し説明願いたいと思うんですが。

○副市長（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 副市長。

○副市長（倉迫 明君） ただいまの質問ですけども、運転管理業務につきましては技術力も必要だということで長寿命化させて安定的かつ確実に運営していくとするためには価格だけではなくてそういう技術的な部分にも重きを置いてやっていく必要があるということでプロポーザル方式のほうを予定を検討しているところでございます。企画や技術のほうの提案をしてもらって、その中で業者のほうを選定をしていこうというふうに考えているところでございます。

○委員長（原田素代君） ちょっと、質問させてください。

○副委員長（福木京子君） 交代します。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） どうぞ。

○委員長（原田素代君） そのことについては、大分前から課題がありまして、プロポーザルの技術やノウハウを判断するこちら側の選定の側に客観的にそれを評価できる人がいるんだろうかっていう話は前からありましたよね、いろんな大きな事業について。その辺でコンサルが入ってるというのものもあるんでしょうけども、今回も価格以上に安心感をということですが技術のノウハウをプレゼンされたときに幾つかの中でどこが正しいのだという判断を持つこちら側の選定委員のメンバーはどうなってるんでしょうか。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） どうぞ。

○環境課長（大窄暢毅君） プロポーザルに関しましての選定委員のそういった技術面での評価をどういうふうに考えているかという御質問だと思います。そちらにつきましては、仕様書の作成の段階から今の環境センターの運転管理の技術支援の業務を委託しております一般財団法人の日本環境衛生センター、そちらのほうが大変高いそういう知識等々持たれてコンサルティングの業務をお願いしております。そちらのほうに今回のプロポーザル方式のそういう業者提案の際にもアドバイザー的な役割として入っていただいて、平準化、解析したものを委員さんで皆さん共有するというような方法を考えております。

以上です。

○委員長（原田素代君） 泥沼の話をしてもしようがないんですけど、入札の時点でおっしゃるそのコンサルの業者さんと、入札を落とした現在も運転を委託されてる業者さんとの関係が非常に水面下で見えないとこでつながりがあるんじゃないかとかいろいろ言われたりする話も耳に入るので、コンサルさんの独立性といいますか。今までずっとそのコンサルさんできたわけじゃないですか。要するに、初めて事業があって設置されて委託するときの入札がそのコンサルさんのアドバイスを受けて今の業者になった。次にもう1回入札をするときに同じそのコンサルさんが客観的な評価としてされるのかもしくは、悪いほうに考えたら何でも悪くなっち

やうんでね、らちが明かないんですけども、何かその辺をみんな公開制というか皆さんが、きちっと客観的に見て評価してもらってるんだなって思えるような要するにこちら側が納得できるようなプロポーザルであってほしいなど、なかなか言えませんがね。なぜかという、一つには熊山のあの複合型のときのプロポーザルも私は非常に何か懸念が残っているんです。あの結果が私だけではないと思うんですけど意外な結果になったことと職員の皆さんの説明聞いててすごく何か新しい、目新しい事業が並んだっていうところにひかれてるような説明があったので、複合型のときに、大窄さん関係ないけど、だから何かもうちょっと客観的ないろんな条件を総合的に判断して、これがこうであれがこうでこうだったからこうしましたっていうところに納得のいかない何か結果を感じておまして、だから今回も最初からついでるコンサルさんがまたコンサルとしてアドバイスをされたら何か見えてしまうようなことになりやせんかと、老婆心です。老婆心ですけども、そこは工夫をしていただいて、大窄さんや部長や副市長が何とかその点を努力をしていただきたいというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○副市長（倉迫 明君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 副市長。

○副市長（倉迫 明君） 熊山の複合型介護施設の際は、専門家の方をアドバイザーとしてお願いをしてその御意見も十分にお聞きして選定をしたところでございます。いろいろと工夫は今後も検討してやってまいりたいと思います。御理解いただければと思います。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。結構です。

○副委員長（福木京子君） よろしいですか。

そしたら、かわります。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） かわりました。

一般会計補正予算です。その他いろいろあると思います。

○副委員長（福木京子君） もう1ついいですか、委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） そのごみの収集のことなんですが、説明ではここへ燃えるごみの分がこの地名を書いてこれを除いた地区が一部委託するんだというふうに、これわかりにくいんですけど、今後若干委託を考えてるという説明があったんですけどこれは5年間の契約をするんですがその間にまたその辺を考えて変えるんですか。それから、きのうの決算のほうで今委託してる業者に対して少しいろいろ言いたいことがある、意見がありましたので、その辺も含めて御答弁願いたいと思います。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長の御質問にお答えします。

まず1点目、資料の見方でございますが、大変見づらうございまして申しわけなく思っております。端的に言えば、燃えるごみにつきましては今の山陽地域の中の1から7丁目、桜が丘西1から10丁目、中島、二井、日古木、河本、この地域を委託すると、山陽地域の中で言えばこの地域を委託すると、それ以外の地域は全地域委託によって行うというような意味で捉えていただけたらと思います。

○副委員長（福木京子君） 直営じゃないのか。

○環境課長（大窄暢毅君） いえいえ、山陽地域のうち1から7丁目、桜が丘の西1から10丁目、中島、二井、日古木、河本が委託です。それを除いた残りの山陽地域が直営収集になります。

○委員長（原田素代君） その委託をするところと委託しないところって確認なので、もう1度改めて委託をするところはどこですか。

大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 委託をするところを言います。山陽1から7丁目、桜が丘西1から10丁目、中島地区、二井、日古木、河本地区が山陽地域の中での委託をする地域です。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

○環境課長（大窄暢毅君） 残りの赤坂、熊山、吉井地域は委託です。

○委員（光成良充君） 資料と内容が……。

○環境課長（大窄暢毅君） 資料が山陽地域、（山陽地域）と書いてますよね。

○委員長（原田素代君） 除いた地域。

ちょっと暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時43分 再開

○委員長（原田素代君） 再開いたします。

答弁を改めて求めます。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 委託範囲につきまして、燃えるごみの範囲でございます。赤坂、熊山、吉井地域は全地域で、あと山陽地域のうち山陽1から7丁目、桜が丘西1から10丁目、中島、二井、日古木、河本地区、こちらを委託をすることとしております。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） これ、山陽地域のこれ以外の地域は直営でまだやるということですか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） 何でこの山陽のこの地域だけを委託するのか。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） こちらにつきましては、環境センターにも職員が現在ございます。以前、桜が丘の清掃センターのときは直営で運転もしておりました。そういった過去からの経緯等もございまして、職員を有効に活用しながら、民間にもお願いしながら業務効率との関係性、それからあと経済的な面も考えましてそういった今の収集方法を採択させていただいているところでございます。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） これ、直営と民間にあればどのくらいそうしたら効率的になるんかとか、それから全体的な判断でちょっと一部お聞きしましたけど今いろんな災害や何が起こるかわからないと、そういうときにそれこそ職員が支援をしたりしてされてる、本当これはある程度、一定程度職員がそういう業務についてとすることは大切なことだと改めて思ったんですけど、そういう総合的な観点から別にこの地域だけをまた新たにしなくてもいいんじゃないかと思うんですよ。どのくらい財政的にそしたら浮くんですか。それと、総合的な観点でそれはプラス・マイナスどういうふうにかえるんか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 具体的な検討の数字につきましては今手元にもございませんので御説明しかねるところではございますが、先ほども説明させていただきました民間委託の範囲の拡張等々については今後考えてまいります。ただ、副委員長おっしゃるとおり災害対応でありますとか緊急時の初動、そういったことを当然考えていかなければいけませんので、その辺の体制も最重要的に考えまして今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） 今後検討するという事は、これが提案されとんですけれどこれは今のところはまだしないということですね。検討段階ということ。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 具体的にお示しできるようなものにつきましては今お示しできるものはございませんが、これは継続的に今も検討はしております。内部的には検討はしており

ます。あくまでも、その辺の形が出てくるものにつきましては、また5年後に形が出てくるといふふうに考えております。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） はっきりしないんです。5年間はしないということですか。その5年間の間に検討して変更するという事なんですか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 5年間の間に変更は考えておりません。今のところはこの計画でいきまして、計画進めながら当然収集状況等も見ながら5年後に形にして考えたいと思っております。

以上です。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

○副委員長（福木京子君） わかりました。

○委員長（原田素代君） 保田委員。

○委員（保田 守君） これだけの地区を変えるということは、やっぱり職員の数が大分減ってきて、委託をふやさんと業務がうまいこと回らんようになるというような、今の体制でいったら業務がうまいこと回らないということでこの体制を変えていくんか、そこら辺の合理的というんか、もとの職員の数を今この地区やこ回収しようた人間が今後はよその地区へ回って行って単なる組み合わせだけの変わりなんか、大もとの個体が減っていくから外部から人を入れて委託するという事なのか、何か根本的にそこら辺のことはあるんじゃないか思うんじゃないけどどうということなんでしょうかね。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 保田委員さんの言われるとおりでございます。職員の数とも当然連動しております。今後の職員の数も当然ありますのでそれも検討しながら5年後には形にさせていただきますと思っております。収集範囲につきましては今回大幅に変わっていることはございません。説明でもちょっと触れさせていただいたんですが、変更点につきましては可燃ごみの山陽団地の1丁目から7丁目と河本地区がふえる、それからあとは山陽地域の瓶類が委託に出るだけございまして、あとは従来とは収集方法、この5年とは変わっておりません。

以上です。

○委員長（原田素代君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 今決まっごみを出ししょうる地区の人の曜日とか時間とかというものも基本的には変わらない。それで、今まで赤磐市発足以来ずっと山陽地域なんかは職員さんが

直営でやられとったんで今後こういうように変わるということであれば住民の皆さんにも当然お知らせせにゃおえんことなんじゃないかと思うんですけど、その辺はどういう形でまた周知されるんでしょうか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 住民の方にお知らせということでございますが、区域が従来とほとんど変わりません。対応自体も、委託業者ということではございますが、市の職員同等の収集体制それから市民の方への丁寧な何かあれば御説明とか御対応というのをさせていただくようにしておりますので、特に今のところ市民へのこの件に関してのお知らせ等は考えておりません。

以上です。

○委員長（原田素代君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 十分今まで見てもこれからも問題は起きるようなことはないであろうという推測ですね。そこら辺のことが起きたときには適切に対処していただいて、そういうことがないように指導していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

その他のところでございましたら。

○委員（保田 守君） ちょっといいですか。

○委員長（原田素代君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 炉が2基あって毎日2基使うとるわけじゃないんでしょう。2基とも燃やしとんですかね。それで、当初からずっとやってきたら炉自体はまだどのぐらいこれからいけそうですか、大規模な修理まで。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

定期点検でありますとかそれから昨年度大きい修繕等もございましたが、そういった場合には片炉で運転とか大きい点検とかになると2炉ともとめるようなこともございますが、基本的には通常2炉全稼働しております。炉の今後の見通しということでございます。年1回の総合点検それから通常月例点検もございますが、そういった点検を重ねながら炉の状況を確認させていただいております。他市等の状況を見ますと、大体早ければ10年ですが10年ということはないと思うんですが15年とか20年とかそういったところで大規模な改修というのをしているようでございます。その辺の目測も赤磐市も立てながら修繕については見ていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（原田素代君） その他、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） ないようでしたら、よろしければ進めてまいります。

他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

ここで10分休憩とりましょうか。

11時5分まで10分間ですが休憩とさせていただきます。

午前10時54分 休憩

午前11時6分 再開

○委員長（原田素代君） 再開をさせていただきます。

じゃあ、続きまして、議第52号平成30年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題として審査を行います。

執行部の補足説明はありますか。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） こちらの案件につきましては、本議会で御説明をさせていただいたとおりでございます。補足説明はございませんので、事業勘定、診療勘定ともによりしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君） それでは、説明が終わりましたので、歳入歳出一括しての質疑を受けいたします。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） 関連で聞いてもいいですかね。是里の診療所の関係で、何か越宗先生が行かれてたというんですけど亡くなられてこの辺はどういうふうな状況に、これ関連、いけんか、その他のほうがええな。

○委員長（原田素代君） また後で、じゃあその他で聞きましょう。お願いします。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） これは、国保の国4かな、基金の積立金が2億円ということですよ。それで、この2億円を即積み立てて、全体が幾らあって、今後どのぐらいまで積み立てをある程度して、何ぼか繰り出すとかというふうなことを考えておられるんか。

○委員長（原田素代君） 御答弁を。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 矢部課長。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 繰越金が合計4億9,000万円に補正をさせていただいたりします。この繰越金が多く出た理由でございますけども、29年度の歳出のほうで医療費

が見込みを下回ったこと、それから歳入のほうで前期高齢者交付金の27年度分の清算がございました。それが2億円の追加交付になったものが大きな要因でございます。今年度につきましては交付金のほうが追加となっておりますが、これまでの状況からもこの交付金につきましてはマイナスになったりプラスになったりということで状況が大きく変わっております。この額が大きいということで注視していく必要があるということでございまして、それとまた今年度から新国保制度になったこともございまして、納付金についてもまだ1年目でございまして状況を見ていく必要があると考えております。

基金残高につきましては、29年度末が約2億円ございましたので、ここに2億円を追加積み立てをさせていただきまして約4億円でございます。3億9,700万円の基金になります。

以上です。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） だから、約4億円あるんですけど、これを今回県の一本化になったんで様子も見てそれでその様子を見た上でその基金をどう使うかということは今後検討するということですか。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 矢部課長。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 今新国保制度になったことで状況を見きわめていく必要があるということと国保基金にずっと積んどくというわけにもいきませんので国保税の見直し等につきましても慎重に資産等を複数年等で見通しまして、適切に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（原田素代君） いいですか。

国保について他に御質疑はありませんか。

福木さんどうですか、国保。

いいですか。

じゃあ、質疑がないようですので質疑を終わります。

続きまして、議第53号平成30年度赤磐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題として審査を行います。

執行部の説明はありますか。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長

○委員長（原田素代君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 後期高齢者医療特別会計の補正につきましても、本議会で御説明したとおりでございます。補足はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） 以上の説明でございます。

委員の皆様の質疑をお願いいたします。

ないですか。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、これで質疑終わります。

続きまして、議第54号平成30年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題として審査を行います。執行部の補足説明はございますか。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 議第54号平成30年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましても、本会議のほうで説明させていただいたとおりでございまして、補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長（原田素代君） 委員の皆様の質疑をお願いいたします。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） ここも介護5の基金のことをお聞きします。介護給付費準備基金積立金が1億三千九百幾ら、これは介護保険料を上げましたよね。それで、基金も積み立てられるんですけど、3年間という期間もあるんですけど、そのあたりをこの基金の金額からしてどういうふうにご考慮されているのでしょうか。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 基金の説明をさせていただきたいと思います。今回は、第6期の最終年度ということでございました。6期の最終年度は6期の計画ではひよっとしたら基金を少し取り崩さないといけなくなっていく状況でしたが、実際地域支援事業、そういったところも改正があったりして介護予防に非常に努めてまいりました。地域の皆様にも非常に御協力していただきまして、百歳体操を初めとする介護予防事業に今一生懸命地域包括支援センターのほうを中心になって取り組んでおります。そういった状況の中で、思ったほど給付が伸びなかった、予測より給付が随分抑えられたというような現状がございました。そういったところで、今回補正させていただく基金が決算の見込みでこういった決算状況でこういった基金が捻出されたというような状況でございます。これは、30、31、32年度にはまた次の8期の計画でございます。その8期の計画にしっかりとまた分析させていただきまして、そちらで検討してまいりたいという状況でございます。できれば、これから1号の被保険者も随分伸びてきておりますので、そういったところで、本当に保険料を、少しでも皆様の保険料を抑えられるような働き方を市の職員も一丸となってやってまいりたいと考えておりますので、御協力

のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（原田素代君） 介護保険ですが、ほかにはよろしいですか。補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、なければこれで質疑終わります。

続きまして、議第55号平成30年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第1号）を議題として審査を行います。

執行部の補足説明がございませうか。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 議第55号の平成30年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、本会議で御説明をさせていただきましたとおりでございまして、補足説明等はございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○委員長（原田素代君） それでは、委員の皆様のお質疑をお願ひいたします。

福木委員。

○副委員長（福木京子君） 訪4のところの前年度の繰越金が出たということですから相当頑張られて件数もふえてきて一般会計からの繰り入れを減らして繰り越しができたということなんです、これどのくらい人数的なふえ方というんかどういふふうな状況かわかったら教えてください。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 昨日の決算等に説明させていただきました成果説明資料等の150ページということになりますけれども、平成29年度におきましては訪問させていただいた方が介護保険、医療保険合わせまして526人ということでございませう。訪問利用回数は3,013件ということでございまして、平成28年度と比べまして人数としまして37.3%の増、訪問回数につきましても3,013件というのが30.9%の増ということで大幅に伸びているのが現状でございませう。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） わかりました。よく頑張って行ってくださるとんですが、これ補正予算だけ、これはどうなるのかな。補正予算でしょ、これ、9月の。

○委員長（原田素代君） はい。

○副委員長（福木京子君） だから、今は29年度の決算の報告をしていただいたんですから、この補正に対しての説明がもしよかったらお願ひします。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 訪問看護ステーション事業に限らず、今回の特別会計の補正につきましては平成29年度の歳入から歳出を差し引きました繰越額、これが決定いたしました関係で繰越額の補正を行うとともにそれに伴いまして一般会計からの繰入金、これを減額させていただいておるといこととでございます。ですから、訪の4ページでございますように、繰越金が100万円に対しまして532万2,000円の増額、同じく532万2,000円の一般会計からの繰入金の減額ということで補正をさせていただいたものでございます。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） 財政的なことはわかりました。財政的なことだけのこの補正のあれなんですか。30年度に実施した現状、その辺はまだこれから分析をするということなんですか。どういうふうに考えたらいいのですか。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 30年度の実施につきましては、まだ途中、半年もたっておりませんので、これにつきましては12月補正またはあるいは3月補正ということで実施をさせていただくということで、今回の補正につきましては30年度の関係ではございませんで29年度の決算、これに伴うものでございますのでよろしくお願いいたします。

○副委員長（福木京子君） わかりました。

○委員長（原田素代君） 1つ聞いていいですか。

○副委員長（福木京子君） 委員長交代します。

〔委員長交代〕

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 前も確認したかなと思ったんですけど、この訪問看護ステーションというのはいわゆる医療看護ですから、それで熊山の市民診療所の訪問看護ステーションですから当然ドクターは熊山の診療所のドクターのもとにいらっしゃる方がその訪問看護を受けられることになってらっしゃるんでしょうけど、熊山診療所のドクターじゃない赤磐市内のところでも利用できるんではたっけ。どうですか。

○健康増進課長（石原万輝子君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） この訪問看護ステーションは介護保険と医療保険の利用者にサービスをしております。介護保険になると県の事業所として指定を受けておりますので、中西先生にかかわらずどこの医療機関でも必要であれば行かせていただいております。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 現状のその利用者大変ふえて活発に活動されてるんですけど、割合というのは熊山の診療所利用者以外でどのぐらいの割合になりますか。

○健康増進課長（石原万輝子君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 割合は実数で、済みません、お伝えさせていただきます。

○委員長（原田素代君） お願いします。

○健康増進課長（石原万輝子君） 29年度ですが、526人のうち吉井地域が167人、熊山地域が157人、山陽地域が78人、赤坂地域が53人です。赤磐市以外では、岡山市の東区の瀬戸町、和気町、美咲町からの依頼があって実施しております。

以上です。

○委員長（原田素代君） いいですか。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 大変需要が高いということがわかるんですけど、今の体制をもうちょっと拡充していくってというようなプランというのは今のところ考えてらっしゃらないんですか。その職員の配置ですとか。

○保健福祉部長（直原 平君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 現在は、平成29年度で申し上げますと常勤の看護師が3人、それから診療所との兼務の看護師が3人、それから非常勤の看護師が1人ということで、30年度も同じく常勤が3人、兼務が3人ということでほとんど変わっておりません。その中で、先ほど言いましたように業績を伸ばしているというのが現状でございます、管理者というものが1人この中におりましてその管理者の指示のもとに業務を行っておるわけでございます。熊山の診療所内で事務所を持ってやっているということでございますし、この間の質疑のところでも申し上げましたようにほかの民間の訪問看護ステーションが3事業所ございます。今課長も言いましたように吉井地域、熊山地域、市内全域と瀬戸地域あるいは美咲町、和気町、こういったところで活動しておりますので、今後の規模を大きくするという予定は今のところございません。

○委員長（原田素代君） 対応できるということですね。

○保健福祉部長（直原 平君） はい。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

○副委員長（福木京子君） なかったら委員長交代します。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） その他の御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第48号赤磐市家庭的保育事業等の設備

及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第25号）から議第55号平成30年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第1号）までの7件について採決したいと思います。

ここで休憩をさせていただきます。

午前11時25分 休憩

午前11時34分 再開

○委員長（原田素代君） 休憩前に引き続き再開といたします。

それでは、差しかえ資料についての説明を求めます。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 訂正して差しかえさせていただきます資料について御説明をさせていただきます。

中段ほど、赤磐市ごみ収集等業務委託料の(3)委託範囲の①の燃えるごみの範囲でございます。燃えるごみの今回委託を行う範囲としましては、山陽1から7丁目、桜が丘西1から10丁目、中島、二井、日古木、河本それから赤坂地域、熊山地域、吉井地域と今回委託を予定している範囲はそこになります。今現在行っておる地域からの変更点といたしましては、山陽1から7丁目それから河本地区が追加になるというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） それじゃあ、皆さん御確認ください。

引き続きまして、採決のほうに移りたいと思います。

まず、議第48号赤磐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第25号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立多数でございます。したがいまして、議第48号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第49号赤磐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第26号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立全員でございます。したがいまして、議第49号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第51号平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立多数です。したがいまして、議第51号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第52号平成30年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立全員です。したがいまして、議第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第53号平成30年度赤磐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立全員です。したがいまして、議第53号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第54号平成30年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立全員です。したがいまして、議第54号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第55号平成30年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立全員です。したがいまして、議第55号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

次に、閉会中の継続調査及び審査についての御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申し出をしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、このように申し出をいたします。

なお、委員長報告については、委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、その他で委員または執行部から何かありましたらお願いいたします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） それでは、本年度事業の進捗状況につきまして資料に沿って各担当課長から御説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（原田素代君） よろしくお願いたします。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 矢部課長。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） それでは、市民課から事業の進捗状況につきまして1件御説明のほうさせていただきます。

市民生活部資料の2ページをお開きください。

広告モニターつき窓口番号案内表示システムの導入についてでございます。

なお、今回の資料につきましては、同じものを総務文教常任委員会のほうにも管財課のほうから提出する予定といたしております。よろしくお願いたします。

事業の目的でございますが、市民課の窓口混雑の緩和とスムーズな案内、待ち時間を快適に過ごしていただくということで市民課窓口付近に番号案内表示機、広告モニターのほうを設置するものでございます。実施に当たりましては、市民課と管財課で連携して進めてまいります。

次に、事業の効果でございます。

まず、(1)でございますが、受付番号札を発券いたしまして番号で御案内することによりましてお客様の個人情報を守ることができます。

(2)でございます。広告モニターで行政情報や地元企業情報を提供いたしまして、待ついただく際のストレスの軽減を図るものでございます。

(3)、広告モニターへの広告掲載料によりまして、新たな自主財源の確保が図れます。

(4)、全ての機器の設置、メンテナン費用業につきましては設置事業者が負担することとなりますので、市からの支出等はございません。

3のモニター等の設置場所でございますが、市民課窓口付近を予定いたしております。

4の設置機器の概要でございます。受付番号発券機1台それから呼び出し表示パネル3台、受付案内用、交付案内用それから広告モニター用の広告用のモニターを合計3台とあとは職員操作の機器を設置することになります。

次の3ページに配置イメージのほうを掲載しております。そちらのほうごらんください。モニターのサイズや設置場所につきましては、契約事業者と協議して決定することになりますので変更となる場合はございますので、現在考えております配置イメージでございます。ちょっと見にくいかもしれんのですが、この配置イメージの写真の右側のカウンターの上に点線で囲んでいる機器が受付番号発券機です。来庁されまして、まずこの機器で受付番号札をお

とりいただきます。最初に番号札をおとりいただくことで順番が確定とれますので、落ちついてお待ちいただけるものと考えております。次に、真ん中、上段のほうになるんですけども、上下2つのモニターを点線で囲んでおります。上側が呼び出し表示のパネル、この番号につきましては受け付けされた順に順番が来たら表示のほうがされます。下側のモニターが、広告モニターでございまして、企業広告や市からの行政情報を表示するものでございます。ここには表示のほうができているんですけども、もう1台交付用のモニターのほうを設置する予定といたしております。また、カウンターに700と書いてある小さい表示機があると思いますが、これは呼び出し表示パネルでございまして、各窓口を設置いたしております。今2つ表示しておりますが、窓口3つを予定しておりますのでもう1台同じものが設置されます。イメージといたしましては、携帯電話ショップのような感じになります。

次に、5番の広告モニターの内容でございまして、先ほども申しましたが行政情報案内や広告主からの企業広告を掲載する予定でございまして。

稼働までのスケジュールでございまして、10月に公募をいたしまして、来年2月の稼働開始を予定いたしております。

今後、契約事業者との協議の中で、設置場所等多少変更する場合がございます。

続きまして、次の4ページになりますけれども、協働推進課から進捗状況の御説明のほうさせていただきます。

第3回の男女共同参画セミナーの開催についてでございます。男女共同参画セミナーにつきましては、5月、6月それから10月の3回開催する予定でございまして、今回が3回目となります。自分らしい終末や葬儀の生前準備と題しまして、10月19日金曜日午後1時から中央図書館におきまして赤磐市男女共同参画ネットワークとの共催で開催をいたします。講師に女性研究者で現在世界人権問題研究センター嘱託研究員の源淳子さんをお迎えいたしまして、人権、人生の締めくくりを考え、人生の後半戦を楽しく過ごすための準備、いわゆる終活について御講演をいただく予定でございまして、参加費につきましては無料で、定員のほうは40名といたしております。参加につきましては、事前に申し込みをいただきまして、定員に達し次第締め切りとさせていただきます。お時間がございましたら御来場いただければと思っております。

以上でございます。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは、環境課のほうから御説明を引き続きさせていただきますと思います。

資料のほうは5ページをお願いします。

まず、(1)の旧廃棄物処理施設の解体事業についてでございます。先日9月2日日曜日に桜が丘西1丁目町内会及び多賀地区のそれぞれの役員会に出向き、重機や解体撤去した廃材の搬

入出のルート及び交通誘導員の配置について説明を行ってまいりました。そこに地図を2つ載せておりますが、上側が桜が丘西1丁目、下側が多賀地区での説明に持参したものでございます。上下ともに赤く一部くねくねと引いているラインが車両が通行する経路、青色の丸で囲っているそれぞれの①から③のところが計画している交通誘導員の配置場所でございます。まず、上が桜が丘西1丁目ですが、地元の意見といたしまして経路の沿線に墓地があり参拝する人の車と交錯しないか、誘導員が配置されていない箇所でも散歩する人がいたり小さい子供さんもいるので誘導員の増員を検討してほしい、あと工事の日程、曜日ですがこちらや時間帯などの質問がございました。次に、その下の図の多賀地区におきましては、ルートの近隣で土をとっている現場がありまして、その工事車両との交錯、通行スピード、道路の損壊への危惧でありますとか積載車両からの解体物の落下や飛散への心配、あと解体後の土地利用や管理等についても御意見をいただいたところでございます。市といたしましては、いただいた御意見、御要望を検討の上、発注仕様書等に反映させていきまして、安全かつ適正に工事を執行してまいりたいと考えております。

6ページをお願いします。

この解体工事に係る今後のスケジュールについてでございます。昨年度は、旧施設のそれぞれ状況調査を実施いたしまして、もととなる発注仕様書及び設計書を作成しました。その後精査を重ね、施工業者の選定方法等について検討しておるところでございますが、先ほど御説明した地域の御意見等を反映させた内容の仕様書を作成し、早ければ10月中に公告を、その後今のところの予定では来年大体2月ごろ業者が決定し、金額によりましては議会で議決等、契約についていただいた後に本契約、3月から4月ごろには工事に着手し、来年度平成31年度末の完工を目標に進めてまいることとしております。工事の専門性や安全かつ確実性、こちらを第一に考慮しまして、実績、資力等をベースとしながら引き続き検討してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

次に、赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（素案）の概要についてでございます。

資料は7ページをお願いします。

太陽光発電施設をめぐる諸課題につきましては、本市も対応すべき重要な課題として捉えており、また現行の法令等により一般的な開発、林地開発でありますとか自然保護関係など現行法や県の条例などの義務づけにより適正な設置等に向け対応しているところでございますが、市として規制こそできませんがこのような諸課題の解決に寄与するべく太陽光発電設備のより適正な設置及び管理を推進するため、ここで条例の素案を作成するに至りました。

それでは、条例の素案についてポイントを絞り御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1の今回の条例の制定の背景と趣旨でございます。固定価格買取制度、いわゆるFIT法が制定されて以来、太陽光発電設備を主として再生可能エネルギーの導入のケースが非常

に多くなっていることに伴いまして、景観や住環境への影響、防災機能の低下や近隣住民への説明不足などから住民の大きな不安となっていることはいずれも相違ないことと思われまます。そこで、この事業に対し条例を定めることにより事業者の責務を明確にし、一定規模以上の施設の設置については近隣関係者への説明や市の指導等に関する事項を定めまして、太陽光発電設備と地域住民の生活との適正な調和が図られるよう市としても取り組んでいきたいと考えております。

次に、2の条例案の概要について御説明いたします。

(1) 目的ですが、①災害の防止、②生活環境の保全、③自然環境の保護、この3つの柱に配慮した適正な手続や管理を行うことを定め、市民の安全及び安心並びに地域社会との調和を図ることを目的としております。

次に、(2)事業者の責務でございます。事業者は太陽光発電設備の設置事業及び運営を行うときはこの条例や関係法令を遵守し、先ほどの3つの柱に十分配慮した上で近隣関係者とも良好な関係の保持、事業に必要な公共施設等の整備、発電設備の万全な管理を行うよう努めることとしております。

(3)本条例の適用を受ける太陽光発電施設設備でございますが、これは原則として20キロワット以上の発電設備となっております。ただ、事前の協議や届け出等に係る規定の適用につきましては、50キロワット以上の発電設備を設置する場合に限定をしております。

8ページをお願いします。

次に、(4)、この50キロワット以上の設備設置に対する事業者の手続の流れでございます。まず、事業の計画内容につきまして近隣関係者に対し説明を行います。その後、設置業者に着手するまでに規定の書類や図面等を市に提出し、協議を行います。この協議を経まして、近隣関係者や条例の目的に照らし適合すればまた意見があればそれもあわせて通知した上で協議を終了します。この際、市からの終了通知を事業者は受け取ることとなります。その後、工事に着手、施工、完了となりますが、届け出等の内容と相違ないか問題ないかを市が現地確認を行い設置完了という運びとなります。なお、工事期間中、設置後の看板設置の義務なども条例に明記しております。

次に、(5)その他といたしまして、抑制区域というものを設定しております。これは、法令等により特に自然環境を保護しなければならないような地域、災害発生が懸念されるような地域、歴史的等の特色を有している地域、また良好な住環境を整備しなければならないような地域に対し、設置しないように市が事業者に対して協力を求めるというものでございます。それから、その下②には市が報告や資料提出を求めたり、必要に応じ区域への立入調査を行ったりすることができる旨、また③には本条例の手続や適正な管理等がなされない場合に市が指導、勧告及び内容の公表を行うことができるとしているものでございます。

以上、環境課から概要ではございますが条例の素案についての説明とさせていただきます

た。こちらにつきましては、これから当委員会からもいろいろと御意見を頂戴しながらまたパブリックコメント等も行い、完成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

環境課からは、以上でございます。

○委員長（原田素代君） 市民生活部に関するところで御質疑がありましたらお願いします。

岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 5分しかないけど、一遍にいいですか。

○委員長（原田素代君） 10分以上かかりそうですか。

○委員（岡崎達義君） かかる。

○委員長（原田素代君） そうですか。そしたらじゃあ、休憩の後に、あと実はまだいろいろありますので、1時まで休憩させていただいて、それから今のところから始めたいと思います。よろしくをお願いします。

午前11時55分 休憩

午後1時0分 再開

○委員長（原田素代君） 休憩前に引き続きまして会議を再開させていただきます。

午前中岡崎委員のほうからの質問で終わったんですが、ページ7、赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（素案）の概要についてのところでの質問をお願いいたします。

○委員（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） これ1つずつでないといけないんですか、一遍でよろしいか、質問。何項目かあるんですが。

○委員長（原田素代君） 何項目か、どうぞ、やってください。

○委員（岡崎達義君） まず第1に、この間の一般質問でこの件に関しては住民参加で決めていくということだったんですが、これは素案の状態なんです、住民の皆さんにこれを示してその中で徐々に決定していくということよろしいんでしょうか。

それからもう1つ、2の条例案の概要の中のまず2、事業者の責務ってということですが、これ事業者が例えば倒産とかあるいは主体がなくなったりということがあった場合はどうされるんでしょうか。これ素案ですから徐々に決めていけばいいことなんです。

それから次に、(3)、この発電出力20キロワット以上、それからその次の行の発電出力50キロワット以上というのは何を基準にしてこういうふうに分けられているのか。

それから、こういうことも全て議会に報告する必要があると思うんですが、議会への報告義務ってというのはどういうふうに分けられるのか。

それから、8ページの5のその他の③のところなんです、これはいろいろ指導、勧告それから内容の公表などがあるんですが、罰則もつける必要があるんじゃないかなとは思っています。

がその点はどうなっているんでしょう。

それからもう1つ、これの施行時期、これが条例として成立した場合、施行時期っていうのはいつごろをめどに考えられてるのか、そこらあたりをお答え願います。

○委員長（原田素代君） ちょうど6問御質問がありましたので、順番にお答えをお願いいたします。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは、順次お答えをさせていただきたいと思います。何分にも素案でございます。今現在の状況ということでお答えをさせていただきます。

まず、住民参加型で考えていこうという答弁の中で、どういう住民参加を考えているかということでございます。これ素案ということで出させていただいております、先ほども御説明しましたパブリックコメント、こちらのほうを実施していろんな御意見をお寄せいただきたい、今後そのような手続をとるように考えております。パブリックコメントに関しましては、広報紙でお示しとかお知らせをしたものとそれから電子申請の形で直接ホームページから入力できるようなシステムもございますので、そちらのほうを活用しながらお知らせ等していきたいと思っております。

それから、2番目のもし事業主が事業運営できなく、物理的にできなくなった場合どうするかということでございます。その辺については、今のところこうしたようにというのは確定はしておりません。そういう御意見とか御情報をいただきましたので、今後それについてはどうしていくのかということをお案を確定していく段階で検討させていただきたいと思っております。

それから次に、20キロワット以上と50キロワット以上という要件を定めていますが、その基準は何ですかということでございます。まず、50キロワットのほうから説明をさせていただきます。手続を条例上してくださいというふうに定めてる要件を50キロワット以上の太陽光発電施設設備に関してということで決めておりますが、この50キロワット以上というのが電気事業法に定めるところの低圧、高圧の境でございます。50キロワット以上になればそれなりの低圧に比べまして技術者なりそういう体制を整えなければいけないというようなものがございます。他市の状況を見ますと、他市も50キロというところが多数でございますので、そういったところも加味しまして50キロという設定をさせていただいております。それから、20キロワット以上というものにつきましては、経済産業省、ここで管轄でいえば広島県の経済産業局になりますが、こちらのほうがホームページによりまして太陽光発電設備の電気事業者の公表を行っているのが20キロワット以上の事業者ということでございます。事業者名でありますとか発電出力それから一部ですが土地の所在等を公表しておりますので、その情報に連動させて20キロワット以上のものに責務を課すというような規定としております。

それから、4つ目でございます。議会への報告義務どうしますかということでございます。議会への報告義務に関しましては、現在のところのそこまでの詰めた話はできておりませんが、当然そういうものもあろうかと思えます。議会のほうに対しての手段でありますとかそういった内容等も含めまして、今後検討させていただきたいと思えます。

それから、5つ目の指導、罰則、罰則は設けないのかということでございます。あくまでもこの条例が上位法があって定めるような条例というものではないものでございます。罰則等を設けているものというのが、いろんな自治体の類似団体等の条例を調査していく中でも罰則まで定めているものというのは記憶の中ではなかったと思えます。上位法令等の関係もありまして、罰則までは科せられないものと、あくまでも規制する条例ではないんですが市としてここまで協力を願ったり地元で説明したりというようなことをお願いするというのを基本に今のところは考えております。ですから、罰則等は今のところは考えておりません。

最後、6つ目ですが、施行時期に関しての御質問でございます。施行時期に関しましては、いつというのはこの段階ではまだお示しはできませんが、執行部、市といたしましてはなるべく早急な時期、今現在先ほども御説明しましたがこういう喫緊の課題であるというふうに捉えております。ですから、それに見合わせて施行時期はなるべく早急に施行のほうさせていただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員、どうぞ。

○委員（岡崎達義君） いろいろあったんですから、とりあえず案ですからこんなもんかなというところですが、パブリックコメントや意見の手続を求めるとのことなんですが、これ今条例に関していろいろ団体もできてるようなんですがそういう方たちとの直接対話というのはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（原田素代君） 御答弁をお願いします。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 直接の対話につきましては、現在のところ明確にお答えできるようなところまでは検討しておりませんが、業務を遂行する中でそういう御意見等もあればお寄せいただいて、当然条例の趣旨にそぐういい御提案とかであれば市長も申しておりますが大歓迎でございますので条例に反映させていけるようなものであれば検討したいと思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） パブリックコメントとか意見を求めて条例のいいものをつくっていかれるんでしょうけれども、それぞれに手直しされた素案というのは出てくるんですけどそれは逐一委員会なんかでも報告していただけるんですか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 折を見まして、その辺の情報提供といいますかここにお諮りしてまた御意見等も頂戴したいと思っております。

以上です。

○委員（岡崎達義君） ありがとうございます。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

○委員（岡崎達義君） はい。

○委員長（原田素代君） その他。

福木委員。

○副委員長（福木京子君） 基本的なこと、この20キロワットと50キロワットって基準みたいなのは説明があったんですけど、もうちょっと具体的に説明願いたい。20キロというのは小型なんですけど住宅地のほうのあれとか、それから50キロというのはどのぐらいな規模の50キロ以上とか、その辺ももう少し具体例で説明願えたら。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） お答えになるかどうかとは思いますが、まず施設の赤磐市内の今経済産業省が公表している太陽光発電施設の認定を受けたものの数でございます。これホームページからとりましたが、平成30年6月……。

○委員長（原田素代君） ごめん、大窄さん、そういうことを聞いてなくて、だから20キロワットっていうのは例えば普通の民家に乗ってるのは何ワットだとかそういうスケールを聞いてます。

○環境課長（大窄暢毅君） それを、済みません、順番を間違えました。

○委員長（原田素代君） お願いします。

○環境課長（大窄暢毅君） 件数については、後ほど言います。

大体の目安として捉えてください。太陽光パネルの設置の方法でありますとか土地の利用方法で設置面積等は変わってくると思いますが、大体の目安で1キロワット当たりに必要な土地面積は大体10平米ということで捉えております。ですから、50キロワットであれば、それに換算すれば約500平米ほど。

○委員長（原田素代君） 50キロワット。

○環境課長（大窄暢毅君） 大体がそれが標準的な目安であると考えております。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） だから、具体的に家の民家の屋根がどのくらいとか、へえから公共施設にもつくったりそんなんとか、へえから田んぼに設置してるとか、それから多賀はあれ

128……。

○委員長（原田素代君） ヘクタール、五十何メートル。

○副委員長（福木京子君） 何ぼじゃったっけ。そういうことをちょっと。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 大体通常家屋の屋根等にありますが、数キロワットであると考えてます。10キロワットもないような数字になると思います。

それで、宅地、土地に直接建てるものであれば、大体宅地もいろいろありますが通常桜が丘でありますとかああいう宅地、1区画で大体20キロワットぐらいのものというふうに考えていただければ、そちらを目安にしていいただければと思います。

それから、認定設備の数のことをいいですか、数はいいですか。じゃあ、数のことを言わせていただきます。先ほどちょっと触れましたが、赤磐市内で今平成30年6月30日現在で全体で366件、こちらのほうが20キロワット以上ということであります。ちょうど20キロのものが3件、20キロワットから50キロワットまでが333件、残りの50キロワット以上のものが30件と、こちらの件数も大体イメージをしていただくのにはいいかなと思って御答弁させていただきました。

以上です。

○委員長（原田素代君） 他の方から御質問があれば。

ないですか。

福木委員。

○副委員長（福木京子君） 具体例。そしたら、沢原の池の分はどのくらいのものなんですか。

○委員長（原田素代君） 発電量ですよ。

面積ですか。

○副委員長（福木京子君） キロワット。

○委員長（原田素代君） 発電量ですね。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 済みません。今手元に資料がございません。

以上です。

○委員長（原田素代君） 後ほどじゃあ、お願いします。

ないようでしたら、一言いいですか。

○副委員長（福木京子君） はい、じゃあ、かわります。

〔委員長交代〕

○副委員長（福木京子君） どうぞ、原田委員。

○委員長（原田素代君） 非常に大事な指摘があったと思うんですけど、本会議場で市長さんは住民協働で条例をつくりますという御答弁をされております。それに対して大窄課長はパブコメだと、住民協働でつくることとパブコメをとるということは次元が違ふと私は思います。住民参画というのが市民協働ですから、参加ではなくて参画ですから、同じスタートラインで同じテーブルに着いてつくっていくこと、これが市民協働でつくることだというふうに赤磐市は言っています、赤磐市の総合計画にそういうように書いてありますね、担当の部長さんはよく御存じだと思いますけど。そういう意味で、今の大窄課長の御答弁は非常に不十分ではないかと思っております、市長さんが本会議場でそういうようにお答えになってますから。その市民協働でつくるという上で、具体的に素案は出していただけてますが、この素案をたたき台としてつくっていくのが市民協働であるというふうに私たちは理解しているのかどうかというのを確認させていただきたいと思っております。

○副委員長（福木京子君） どなたが御答弁を。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 市民協働で考えていく手法というか、パブリックコメント、一つの手法としてお答えをさせていただいたつもりでございます。市民協働につきましては、答弁のとおりどういうふうな形でできるかというものをまだ具体的に検討中でございます。今後、それも含めて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○市民生活部長（作本直美君） ちょっと補足を説明させてください。

○副委員長（福木京子君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 先ほど岡崎委員のほうからも聞かれておりました現在市民団体のほうでいろいろとこういう動きをされているそのあたりとはどういう関係を持つかというようなことをお尋ねいただいたと思います。そちらに関しましても、非常に積極的にいろいろと御活躍いただいているところも認識しておりますので、こちらの条例を詰めていく間にはそういうところにも何らかの形でお諮りしながらともに市長申しております協働でつくっていくという考えを持っておりますのでよろしくお願いいたします。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 特段特定の団体というつもりはないのです。公告をされてこの条例をつくりますと、については市民協働でつくりたいと、だから関心を持つ市民の皆さんどうぞ御参加くださいという形で公開の席でこの素案に対してそれぞれの皆さんの思いを語っていただいてそれを吸い上げてつくと、そういうプロセスが市民協働だと思っております。はっきり申し上げて、パブコメは本当に一方的ないわゆる由らしむべし知らしむべからずで聞いてやるぞと、まさにそうです。行政側の都合です。だって、返事がないんですから、パブコメ書いた

って。それが認められるか認められないかという返事すら返ってない。幾らその方が思いを持って書いたとしても、パブコメ、何の返事もありません。こんなのは市民協働と言いません。行政の御都合主義です。一応聞いてやった、それだけじゃないですか。そんなやり方が市民協働として考えてらっしゃること自身に私は執行部に対して非常に深刻な思いがあります。今まで7年間かけて矢吹さんたちがやってきたことは何だったんですか。彼が異動しちゃったら何にもなくなっちゃうんですか、あの市民協働の精神は。まず、市民協働って何なんですか。そこから皆さんが共通認識を持っていただかないと、これ幾ら一部の人が市民協働でやってください、はいやりますというて、ふたあけてみたらパブコメがこうでしたなんてそんなひどいレベルの話になってほしくないのです。もうちょっと市民協働について御見解を伺いたい。

○副委員長（福木京子君） どなたが御答弁されますか。これまで担当もされてました。

作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 市民協働はいろいろな形があると認識しております。いろいろと市として今までに進めてきた手法、それから今現在どういうものが適しているかという手法、パブコメが一方的な意見を聞くということでもありますがある種の市民協働の手法とも捉えるべきだと思います。それを一方的に回答を返すだけということではありますけれども、そちらの意見を誠実に返すことで1つのそういうお互いの疎通もできる1つの手法ではないかと考えております。今後、いろいろ御意見をいただいておりますどのような住民の方に近いいい条例ができるかは今後どのような手法で組み立てていくかということもあると思いますので、慎重にそのところは考えさせていただいて、うまく反映できるものにさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） いいです。それ以上求めません。慎重によく検討してほしい。ただ、1つだけ、パブコメは誠実にお答えしていますってうそですよ、答えないですよ。言ったでしょ。私パブコメ書いても何の返事もなし、それで何の返事もなしですね。ついたら何て答えられたか、ホームページに書いてありますだって。ここまで来ると本当木で鼻くくった対応ですよ。誠実な答弁があればまだしも、あなたの意見は無理でしたでもいいですよ、返ってくるんなら。そんな仕事できるわけねえだろ、ホームページにちゃっちゃと書いたんだからそれを見てもよってという話ですよ、今の市の力量は。そこわかってますか。物すごく重要なことですよ、赤磐市民の信頼が。だから、もういいですけど、よく考えてください。いい結果を待ってます。いい結果出なかったら問題にします。だから、それとパブコメについてはそこは皆さん現実をよく御存じ、知っていただきたい、市民の側の気持ちをとってます。これは、この質問については以上でいいです。

○副委員長（福木京子君） また委員長交代いたします。

[委員長交代]

○委員長（原田素代君） 交代しました。

保田委員、どうぞ。

○委員（保田 守君） これは、素案ということでこれから細かなことを決められるんだと思うんですけど、住宅地に小さいのがたくさんできてますよね。私、先日入り口の戸もフェンスも柵もないということで子供が近所で遊んどるということで危険だということで直接言われた、何人かに聞いたんで持ち主のところへ危険だからそういう対策をしてくれえというて申し入れたんです。そしたら、前のそういう規則にはなってねえと向こうの人が私に言うて返して、もしおたくの土地で子供さんがけがしたりしたらどうするんですかと言うたら、その人いわく人の土地へ入ってくるのが悪いんだと、うちのものがめげたら弁償してもらおうぞというふうなストレートなことを言われましたんで、私もその前の規則ということをつかんで恐らく話はそのときは物別れになったんですけど、その条項をいろいろつくる中で小さい部分のことなんですけど個人のもんであってもこしらえてやる、へえから現在今あるもんに対しても網がかけられるように、これをやった人は、現在それによって利益を得てる人、いろいろおっけてじゃけど旧の人にもそれが規制の枠がかかるようなことを考えてほしいと、ぜひ新しくここでするんであればそういうことをおっしゃる人がおるんで、今ここではそれをきちっとしてもらわにゃあおえんということをして新しくする人も前からやっておられる人も説得力のある形でできるものをつくるようによろしくそこはお願いいたします。ぜひやってほしいと思います。

○委員長（原田素代君） 御答弁お願いします。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 御意見ありがとうございます。

今回概要で御説明をさせていただきますのでそういった細かいところまで御説明はできませんでしたが、今考えている素案の中での運用につきましては、そういう既存のものも届け出等は除外ということになりますが、この条例の趣旨に沿って例えば適正に管理をしてください、市の指導等も含めまして適用するような格好で条例のほう制定したいと今のところは考えております。御意見ありがとうございます。

○委員（保田 守君） よろしく申し上げます。

○委員長（原田素代君） ちょっといいですか、今の関連で。

○副委員長（福木京子君） はい、そしたら委員長交代します。

[委員長交代]

○委員長（原田素代君） 大窄さん、F I T法が変わって必ずフェンスを設けなければならないとなってますけれど、それはさかのぼってはできない、かけられないんですか、網として。今のような例の場合、俺のときはなかったからいいのだということに対して、それに対して、

いやいやもう変わったのだからあなたにも義務が生じますよっていうその判断はどういうふうにされてます。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長おっしゃられますそのF I T法の改正につきましては、記憶で話しますが、一定の経過措置があったと思います。平成29……。

○委員長（原田素代君） 去年の9月には。

○環境課長（大窄暢毅君） その経過措置を設けて既存のものにもそういう義務づけをしてるという認識で間違いないと思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） もうしなきやいけない義務になってる。

○副委員長（福木京子君） いいですか。そしたら委員長交代します。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） 保田委員。

○委員（保田 守君） そういうことならぜひ今不法にそういうことを放置してるってところに通告なり知らせるようにしてください。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 国のほうが、先ほど言いましたF I T法に関しましてもガイドラインというものを示しています。そういう中で適正な管理とかさまざまなことが決まっていますので、それに基づきましてもし不適切な事案とかあれば市のほうにも情報お寄せいただきたいと思います。経産局のほうへうちのほうから指導等の依頼もさせていただきたいと思いますので。実際改善なりの一応指導をしていただいて改善なりしたケースも多々ございますので。

○委員長（原田素代君） ああ、そうですか。

○環境課長（大窄暢毅君） はい。また情報お寄せいただければと思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） 市民と市と協働でというのが、原田委員が言われたように私は思ってたんです。それで、これまで7年間されましたよね、担当の職員さんも市民と協働でのそういうことも勉強しながら市民にもそれを普及していったその人たちがきっちりちゃんと共通認識持っていただいとかなないとはいけないと思うんですけど、これに物すごい関心があるそういう会がありまして、そこにいろんな専門家の先生なんかもおられたり関心持っておられる人が集まってるんで、そういうところに説明をしてもっとそういう人たちの意見も聞いていただきたい。それから、今度厚生委員会も視察にも行きますし、もう少し時間をとってそういうつ

くるんだったらいいものをつくっていかないといけませんし、これは具体的に太陽光発電の適正な設置と管理ともろにそのことだけなんですけど、環境基本条例というのをつくろうとしてるわけで、赤磐市の環境をどういうふうにしていくかとそういうもっといろんな角度から勉強しながらつくっていかないとな本当の市民と一緒にって市民が物すごいかわかってきたということをそういう過程が物すごい大切だと思います。そう知った人がたくさんおればそういう環境を守るそういう力をもっともっと広がっていくわけですし、深く理解もしてもらえるとということでそれはぜひしていただきたいんですけどもどうでしょうか。確認をしておきたいと思うんですけど。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） ありがとうございます。

協働、非常に難しいいろいろな観点からの部分がございますので御意見等は十分伝わっております。その中で、どのような手法がいいか慎重に考えさせていただいて対応をと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） いいですか。

○副委員長（福木京子君） はい。

○委員長（原田素代君） その他の方からこれからできる条例に関しての御意見、また行きますので、今度赤穂市のほうに、この素案も見ながら赤穂市に行ったときにどんな赤穂市の条例について質問しようかってことも考えていただければと思います。

よろしいでしょうか、このことについては。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、市民生活部を終わります。

次に、お願いします。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長

○保健福祉部長（直原 平君） それでは、保健福祉部の事業の進捗状況につきまして2件御報告をさせていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 国正課長。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） 保健福祉部資料1ページをごらんください。

第5期障害福祉計画に基づくサービス料の確保について現在検討していますことを御報告申し上げます。計画のほうは既に3月に作成しまして、皆さんのお手元のほうにも配付されているこういう冊子でございます。今回このページは3項目に分けてまとめておりまして、1つ目

の黒丸、これが現在の障害者の状況、それから真ん中のぼつが現状と課題、そしてその課題に対する解決案を考えたものでございます。

まず、一番上の障害者の状況でございます。いずれも、3月31日現在の手帳の所持者、それから精神通院につきましては公費で助成する制度がございますので受給者証をお持ちの方の人数でございます。28年、29年にはこの計画に書いてあるとおりの数字でして、30年度はこのたび拾ってございます。いずれも、障害者の数についてはほぼ横ばいか手帳によっては微増してものがございます。中でも、発達障害とともに大変なのが、重度の障害の方でございます。知的と身体、それぞれ重度の障害の手帳を持たれる方が、この中に40人いらっしゃいます。特に、在宅で生活されてる方につきましては、大変御苦労なさっていると聞いております。そして、在宅で介護給付をお受けになってる方々がお使いになる事業所といたしまして、主なものを4つ上げてございます。その中で市内にある施設数を書いてございます。グループホームは2つです。ちなみに、熊崎にあります発達障害に特化した事業所それから桜が丘東にあります事業所2つです。それから、生活介護の事業所は桜が丘に1カ所それから西中に1カ所、短期入所はございません。相談支援事業所につきましては、桜が丘に2カ所ございます。

このような状況の中で、今困っていること、現状、課題でございますが、2つ目の丸に行きます。事業所が少ないんですね。多くの方が岡山市を初めとする他市町村での事業所を利用するという実態がございます。特に、重度の方の利用できる事業所が少なくて非常に困難でございます。また、利用したいと思っても結構飽和状態でございます、事業所の選択肢が限られてるという現状がございます。また、短期入所につきましては、これも数が少なくて非常に限定的な利用という現状がございます。こういう課題の中で、そういう上に上げました4つの事業を複合的にやっていただけるような中核的な施設があれば大変いいかと思っております。親亡き後の生活を考えた際に、親亡き後赤磐市内で豊かに生活ができるということが必要というふうに考えております。そのことがこの計画書の中にうたってございます。

それで、一番下です。解決案といたしまして、これらの事業を複合的に提供できる事業所を市内に誘致することで課題解決に向けていきたいと考えてます。そうすると、次に考えるのが、市としてじゃあ公設で事業をするということは経済的な問題もありまして、なかなか困難でございます。その中で考えましたのが、市の未利用公共用地を提供いたしまして、そのような複合的なサービスができる法人を誘致することが一番いいんじゃないかと考えております。土地をお貸しして法人に施設を建設いただき運営していただくのがよかろうかと思っております。具体的には、県内でこれらの事業をしっかりとおやりになって実績のある法人を誘致できればいいと思っております。

そして、一番最後4番のところでございます。今まとまった土地、立地条件等考えまして、今候補地として旧石相保育園跡が最も適当ではないかというように考えております。敷地は約3,000平米でございます。桜が丘、山陽団地、山陽地域からも比較的距離も近くて熊山、吉井

からもアクセスがいいと思っております。この方向で考えておりました、本日御了解をいただけるようでしたら今後地元関係者のほうに協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（原田素代君） という御提案です。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 健康増進課から事業の進捗状況について御説明します。

資料は、2ページをお開きください。

赤磐市複合型介護福祉施設の名称決定について御報告いたします。名称は、あかいわハートフル太陽に決まりました。太陽のように大きく温かく明るく一人一人に心を込めた介護福祉、地域交流の場であるようにとの思いを込めたと採用者からお聞きしております。決定までの流れですが、6月25日から8月10日まで公募いたしましたところ、36点が集まりました。その後、選考委員、委員は市長、保健福祉部長、熊山支所長、熊山地域区長会長、昭友会理事長の5人でした。その5人にまず36点から1人3点ずつを選んでいただき、13点に絞りました。そして、8月20日、選考委員会を開催し、その中で各委員から13点のうち2点ずつを発表していただき、その後協議の上、あかいわハートフル太陽に決定しました。今後採用者への記念品を贈呈した後、広報あかいわ、ホームページに掲載し、公表する予定としております。厚生常任委員会以外の市議の皆様には、この委員会終了後にお知らせの文書を届ける予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（原田素代君） この案内は後ですか。

じゃあ、今の2点のことですが、とりあえず最初1ページのところの事業についての提案です。皆さんのほうでそれぞれの御意見をいただいてこの委員会としての総意を出しておきたいと思えます。

何か質問も含めて今の提案についてありましたらどうぞ。

福木委員。

○副委員長（福木京子君） この実態がそういう数が多いというんかそういう要望が多いと思えます。

それで、私知ってる人で2人岡山市のそういう施設に、グループホームか、最近入られた方がおって直接話聞いたりして、そういう人たちは本当これまでなかなか大変だったんだけど狭き門だけどそういうところに入れたということで本当に物すごく喜んでおられるというか安心というか、親も70に近いからね。その子供さんというたらもう30、40、40前後でしょう。だから、そういう意味では、そういう施設が要るんじゃないかと。だから、赤磐市にはないからその近くの岡山市のほうへ行かれてるんじゃないかと。それで、これいい提案

じゃないかなとは私は思ってます。要るんじゃないかなと思います。

それとそれから、話が、きょうも山陽新聞に吉井のあそこの相談、あれがあったでしょう。だから、それプラス1でふえるんですよ、あそこが、相談事業を始めるんですよ。それも報告していただければと思います。

○委員長（原田素代君） 国正参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） 失礼します。

本日の山陽新聞東備版のほうで掲載されておりましたあかまつ荘条例の一部改正をお願いして御承認いただいた件です。早速条例のほう公布いたしまして、施行いたしまして、空き室で相談事業のほう開始しております。そちらのほうで、今回山陽新聞のほうで取材されたものでございます。ちなみに、今回は成人の相談支援事業所2つを数えてございます。児童のほうの相談支援事業所は江原恵明会さん、あかまつ荘でやってる事業所が1件とそれから和田に1件、昔からやっている発達障害に特化した相談支援事業所とがありまして、児童はこれよりほかに2つございます。

以上です。

○委員長（原田素代君） ほかに何か御質問、御意見もということです。皆さんから賛否をお尋ねしたいのですが、どうですか、皆さんのほうから直接。よろしいですか。

大森さん、保田さん、どうですか。

保田さんはいかがですか。何か注文がありませんか。

○委員（保田 守君） ないです。

○委員長（原田素代君） ないですか。

じゃあ、福木さんも。

○副委員長（福木京子君） はい。

○委員長（原田素代君） そうしましたら、委員会としては進めていただければということでお願いしたいと思います。

これは、採決するものではないですよ。総意です。

よろしくお願いします。

そうしましたら、次ページはこれ報告なので皆さんのほうで、特に地元はどうですか、大森さん、これ聞いて。いいですか。

○委員（大森進次君） はい。

○委員長（原田素代君） ちょっと長いですよ。何か略称がそのうち出てくるんでしょうね。太陽になるのかハートフルになるのか、何か恐らく略称で呼ばれるようになると思うんですけど。じゃあ、これは御承知おきください。

そうしましたら、じゃあ次へお願いできますか。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 保健福祉部の資料の2のその他、百歳体操の第1回交流大会についてお知らせをさせていただきたいと思います。

○委員長（原田素代君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） それでは、3ページのほうをごらんください。

介護保険課のほうで百歳体操を推進しているところですが、このたび第1回の交流大会ということで赤磐市で初めて全体の交流大会を企画いたしました。日時は、30年11月1日木曜日の午前中であります。山陽のふれあい公園のアリーナのほうで皆さんに集まっていただきまして、プログラムのほうをごらんいただけたらと思いますが、こういった百歳体操及び講演会を中心に実施したいと思います。詳細については、この百歳体操と同時に百歳体操を推進してくださっているボランティアさんの育成も介護保険課で行っております。そのボランティアさんの中でボランティアリーダーの方たち数名に集まっていただいて、それで毎回企画会議をしております。非常に皆さん熱心にこの大会に向けて協議していただいております。今月末も第5回目ということでこの交流大会に向けて成功させようと一生懸命企画しております。

百歳体操の実施状況を説明させていただきたいんですが、8月現在でボランティアさんの取りまとめで74カ所を会場で実施できておまして、ざっと人数が1,091の方が、多少休んだりもされるんですが現在1,091名の方がこの百歳体操に参加してくださっている状況です。これからも継続をしっかり促していきたいと思っておりますので、こういった交流大会やイベント企画も交えながらしっかり地域の中で百歳体操を中心とした介護予防事業が発展していったらいいなと思っております。ぜひ委員の皆様もお時間があれば御参加いただけたらと思いますので、本日はPRをさせていただきました。

以上です。

○委員長（原田素代君） 何か御質問ありませんか。

1つ聞かせてください。

○副委員長（福木京子君） 委員長交代で。

〔委員長交代〕

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） これは、バスはかなり出される予定なんですか。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） バスのほうは今のところ考えておりません。ボランティアリーダーさんたちが一生懸命考えてくださりまして乗り合いだとかいろいろところで、交通整理のほうとかそういったことはこちらのほうでも考えているんですが、バスを出すということはこれからどういう協議になっていくかわからないんですが今の段階では考えておりませ

ん。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 赤磐市ですから当然吉井、赤坂、熊山エリアからも参加をお願いするんでしょうし、乗り合わせっていうのはなかなか難しいのかなと、どの規模でやるのかにもよりますが、私は赤磐市交流大会となれば旧4町からそれなりに老人会で数十人ずつおいでになるんだろう、そうするとボランティアさんが幾ら乗り合わせでもなかなか困難ではないかなと思うんですけど、そこまでの規模はないわけですか。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 今大体300名から400名ぐらい集まってくださるんじゃないかなという推計はしているところです。バスのほうも今検討をしているような状況もありまして、実際バスの運行ができるかどうかというところはここではお返事はできないんですが、今の段階ではボランティアさんたちが乗り合わせたりいろいろな手法で考えてるというようなところでございます。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

乗り合わせっていうのはいろいろ賛否がありまして合理的ではあるんですけど、それと400ぐらいの規模ですと乗り合わせっていうのはかなり限界で、乗られる方が中心なんだったら別に余計な心配なんですけど企画自身が百歳体操の仲間っていうとそれなりの高齢者でしょうし、乗らない方もかなり多いんでしょうし、うちの地域には声がかからなかったなどということのないように遠方からでも参加意欲があれば参加できる条件をきちんと配慮していただくようにお願いしたいと思いますがいかがですか。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 第1回目ということなのでどうかなと思うんですができるだけ頑張って推進していきたいと思っております。バスの件も含めまして、少し検討を進めていきたいと思っております。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

○副委員長（福木京子君） 委員長交代します。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） 交代しました。

福木委員、どうぞ。

○副委員長（福木京子君） 知ってる方が、百歳体操皆一生懸命やって元気で頑張っておられます。その中で、80半ばから90に近い方のグループがあるんですよ。最初は市がかかわってく

れて場所もあったんですが、自分の家を使っと思ったんじゃけど最近離れたところでされてるようです。その場合には、車を回してもらって会場費を出すんだと、だから自分のお金、会場費とその送迎つきと、どういう形になっとんか、そういうことでお金も払って頑張って毎週通って、楽しいから、何かそんなことで何とか少しそういう会場費ぐらいは支援してほしいという声もありますので、74団体の方なんですけど、もしそういう声があれば聞いていただいて何らかの御支援をしていただいてそれを続けて頑張ってもらえればいいかなと思うんですけど、多分会場は皆苦勞してされとんじゃないかなと思うんで、85から90の人が頑張っておられますのでお願いしたいと思いますが。

○委員長（原田素代君） 御答弁を。

谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 福木委員のおっしゃられるとおり、私たちの狙いとしてるところも介護予防ですので、高齢者の人ややや虚弱な方には積極的に参加していただきたいなというふうに思っております。実際要支援レベルの方は大勢参加してくださってるのが実情だそうなんです。そういった中で、送迎の問題とかそういった場所の確保というところも、この百歳体操推進していたのはある程度のコミュニティ的なところで近くで歩くのも運動になりますので歩いて行ける距離で何とか開催できないかなっていうところで推進しているところもあります。そういったところで、また支援に向けてはスタッフのほうも一生懸命コミュニティを中心として地域の中で会場が広がっていくように頑張っていきたいと思っておりますので、また御協力のほうよろしくお願ひします。先ほど言われたような意見に関しては、しっかりと事務局のほうでも受けとめておまして、何とかいい工夫がないかなということも協議も進めているところですので、どうぞ御理解のほうよろしくお願ひします。

○副委員長（福木京子君） はい。

○委員長（原田素代君） じゃあ、その他のところで皆さんよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） じゃあ、執行部はこれで終わりですね、その他は。

作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 戻りますが、先ほどの条例のときに福木委員が沢原池の件で規模をお聞きになりました。

○委員長（原田素代君） わかりました。

○市民生活部長（作本直美君） 資料が出てまいりましたので。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

○市民生活部長（作本直美君） 課長のほうから御説明をさせていただきます。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 沢原池の太陽光発電設備の予定ではございますが発電量でございます。2.45メガワットです。

○副委員長（福木京子君） 千倍。

○環境課長（大窄暢毅君） 1メガワットは1,000キロワットと換算して御計算いただければと思います。

○委員長（原田素代君） 2,450キロワットね。

○環境課長（大窄暢毅君） 1メガワットが1,000キロワットと換算しますと2,450キロワットの換算になるかと思えます。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） 面積は。

○環境課長（大窄暢毅君） 専用面積でございます。2万5,372.7平方メートルということでございます。

以上です。

○副委員長（福木京子君） ありがとうございます。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

じゃあ、いいですか、執行部のほうは。

直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 冒頭で福木委員さんのほうから御質問がありました是里診療所の件。

○委員長（原田素代君） 済みません。忘れてました。

○副委員長（福木京子君） 是里の医師会派遣で越宗先生、その後どういふふうになりますか。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 是里診療所は赤磐の医師会から医師派遣を受けて月曜日と木曜日診療していただき、越宗猪一郎先生には木曜日にお世話になっておりました。実は、8月30日の木曜日まで診療をしていただきまして、お亡くなりになったのが9月5日ということでこちらのほうも大変驚いているところです。今後は、しばらく落ちつきの時間を見まして、医師会のほうに派遣依頼をしていく予定にしております。

以上です。

○委員長（原田素代君） いいですか。

○副委員長（福木京子君） はい。

○委員長（原田素代君） じゃあ、執行部のほうは以上ということで、じゃあこちらのほうから2点ほど確認をします。

○委員長（原田素代君） 先ほどの・・・・・・・・・・・・・・・・・・質疑については、今回は議事録から削除させていただくことにします。

もう1点ですが、実はこの間執行部のほうにも大変お世話になりました議会報告会を受けて宿題となりました保育士問題、このことについて幾らかのやりとりの中で執行部のほうにもお願いをしているわけですが、実は議会報告会の班長会議の中でこのたびの11月に予定されてます議会報告会にはそういった宿題の報告はしないということが決まってしまうました。

私大森さんに一言お尋ねしたいと思いますが、ちょうどその班長会の日が私がどうしても物理的に参加ができなくて欠席をしていました。下山座長に言わせるともうみんなで決めたと、宿題についての報告はどうしますかと事務局が聞いてくれたのでしませんと決めましたと、いやいやうちはやってきましたからとりあえず報告しますって言ったらそんなことは認めないと、勝手に報告してもらったら困るということになりました。がちが明きませんでした。

とりあえず今回の報告会のやり方として3月議会と6月議会の議会だよりの中の質疑案件の1つについて5分という極めて厳しい持ち時間で報告しますので、その中からチョイスしてそれを報告するっていうことは一応了解なんですね。3月と6月見ましたらしっかり保育士が不足して困ってるというやりとりがございましたので、一応私に任されてる報告会の厚生部分についてはそこを膨らませてこういう見解に至っておりますぐらいの話でしょうかと心の準備はしておりますが、残念ながら、だからせっかく一生懸命時間を割いて議論して、執行部も汗をかくっていうことで進めていたことが報告会の席では報告できないと、何らかの形で考えたいと思いますが、執行部のほうには引き続き予定である調査のほうはお願いはしたいなと思っておりますが、今回の報告会ではそれをストレートにこういう結果で検討した結果こうでしたということが言えなくなったということを御了解を委員の皆様にもお願いしたいと思いません。

大森さん、ところでどうだったんですか、その議論は。班長会。

御存じだったですよ、厚生はやりますと。でももう決めた以上は。

○委員（大森進次君） 多数決って言ったらかかしいですけど。

○委員長（原田素代君） そうなりますよね。

スイッチを入れてもう1度御答弁お願いできますか。様子を聞かせていただければ、スイッチを入れていただいて。

○委員（大森進次君） 今思い出しょんですけど、全般的報告も広めてやってやるんがいいと思よんですけども、そのとき下山さんの座長の意見としてスピーディーにまとめたというようなこともありましてそれは省くというようなことで3月、6月議会の内容のことについて報告という形に決まったと言っております。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

私が出席できなかったことが多くの原因なんですけれども、大変皆さんには申しわけない結

果になったなと思っておりますので、そこは御了解をお願いします。

一応その報告会のことで、その他としては以上でございます。

委員の皆さんから何か。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） そうしたら、2点だけ。決算委員会を私傍聴しとって、厚生の関係です。緊急通報システムの普及をという指摘もあったんですよね。それで、その中で対象者が1,000人ぐらいいるんだと。だけど、実際にしてるのは二百ちょっとぐらいで、何とかこれを普及をしたらどうかという意見があったと思います。現に、私も、具体的には7丁目に桜が丘から最近引っ越してきた75歳の方がおられて、ひとり暮らしで、それで疲れも出たんか倒れて、ほんで脳梗塞で行かれた方があるんですよ。その人は緊急通報も知ってたかもわかりませんが、まだ周りは知った人がいないから知ってなかったかも、携帯で友達どうしようかというて相談して休んどったんだけどこれはすぐ行ったほうがいいということで行かれとんですよ。だから、その人よかったですよ、例えばそういう人が緊急、あれがあった場合にはもし倒れたときでも何らかプッシュしたら連絡行くんでしょ。

○委員長（原田素代君） 国正課長。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） まず、緊急通報システム、前にも何度か御説明してるんですけど、簡単にどんなものかっていうのを、弁当箱状の機械を電話機のファクスと同じように電話回線の中にスルーで通します。これのボタンを押すと消防署が受信センターになってまして消防署に通報が入ります。これがIDを持っていますので、消防署のコンピューターの端末でぱっと上がって、あ、直原さんじゃ、あ、この人は心臓が悪くて足が不自由でとかという情報が出てきます。家の間取りも配置してます。緊急連絡先や協力員さん、かかりつけ医なんかも既に登録してあります。それを見ながら向こうから直原さんどうされましたかっていうようなオペレーションをします。そしたら、どうもこけて足の骨が折れたようなんじゃないという言うたらすぐ緊急出動です。実際はその弁当箱のような機械のボタンを押す方法ともう1つペンダント型の無線で行くスイッチがあります。これを押してもこのボタンを押した状態になります。ただ、このボタンのほうでは会話ができませんので、届かないところに同じ部屋にあるぐらいの弁当箱でしたらハンズフリーボックスのマイクが拾いますので同じ動作ができます。さらに隣の部屋におって聞こえない場合には、確認がとれませんのであらかじめ登録してある3人の協力員さんに連絡をいたしまして、どうも直原さんが倒れたようなんで作本さん見に行ってきたもらえませんかという感じで依頼をかけます。そして、現場を発見して救急を要請するというような仕組みです。利点は、もちろんハード的な機械で命が救えるっていうのももちろん大事です。それから、最も緊急通報システムのすぐれてるところは、協力員さんが3人いるということで、この協力員さんになることで、あ、隣のあの方は心配な

んだといつも心にかけてくださいます。過去の事例では、桜が丘でしたでしょうか、1階に装置があって2階で倒れられとったんです、脳梗塞でね。ボタンもたまたま持ってなくて通報できなくて助けを呼べなかったんですけど、お向かいの協力員さんがお向かいのおばあちゃんこの時間にポストに新聞が刺さってる、いつも朝おはようございますって挨拶するのに心配だわというてお昼ごろ電話かかってくれくださったんです。御親族に連絡をとって鍵屋さん呼んであげたら2階で倒れていて、命は助かったんですけど、こういう事例もございます。こういうふうに普及すること大変重要で、せつかく20年の歴史のあるこのシステムですからもっともっと普及してまいりたいと考えてます。ただし、決算のときも申し上げたように、地域の関係、協力員さんが頼みにくいわってというようなコミュニティの問題なんかも課題になってるようにも思いますし、モバイル環境、携帯の普及なんかで要らないって判断なさる高齢者の方もいらっしゃいます。しかしながら、そういう利点をしっかり宣伝して、民生委員さんや地域包括支援センター、ケアマネジャーさんと協力して今後も普及してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） そういうことで、力も入れていただきたいなと思います。

それで、携帯もそうなんじゃけどでも携帯を押してそのときに相手が出なんだ場合は間に合わんわけですからね、結局ペンダント、システムのそれは大切だと思いますし、それから普及するに当たっては3人のそういうあれもあるんですけど設置の、私いっつも言うけど、設置が1万5,000円ぐらいかかるんよな。それで、山陽時代はなかったんよ、それが。じゃから、そこも全体として考えていただいて、3分の1か半分でも補助でもしてあげるなり、それが普及が進むようなことも検討していただきたいという要望をしておきたいと思います。もう答弁はいいですけど。

○委員長（原田素代君） いいですか。

○副委員長（福木京子君） もう1つ。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） これも、子宮頸がんワクチンのことが話されておりましたけど、個人情報ということでカットの辺もあるんですが、これは任意でしたとしてもそれから組織のほうで認定しなかったということでそれで終わりというのは絶対いけないと思うんですよ。市がかかわってることですし、若い人の将来がそういうことになって、この方は熱心に遠くのほうのいい先生に通われてるんですけど、裁判のほうもそれを認めてもらうというたら相当の何か力が必要か裁判を何年もかかるでしょうけど、でも市は市としてこれは組織が不認定してんじゃと、それで終わりじゃないと思います。これは、何らかの市がかかわっているいろいろ研究して何らかの支援をしていただきたい、これも要望しておきたいと思います。答弁のほうはしていただけたらしてください。

○委員長（原田素代君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） この件につきましては、保健師のほうで担当保健師のほうがかかわりを持たせてもらっておりまして、定期的とはいきませんがお母さんなり本人に連絡をとって情報を得るようにしております。その中で、今大分お元気になられたと、近日の内容ですがお元気になったとはお聞きしていますが、今後ともお話を聞きながらできるあたりで支援をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（原田素代君） いいですか。

その他はよろしいでしょうか、ほかの委員さんから。

そうしましたら、実は委員会視察のことで確認事項がございます。

10月3日の視察について前回の委員会でも次回までに赤穂市への質問事項を考えてきていただくということになっておりましたので、委員会終了後に取りまとめたいと思います。終了したら視察のことの打ち合わせをさせていただきます。また、なお今回の視察に当たり赤磐市市議会会議規則第106条の規定により委員派遣の手続が必要になるそうです。ついては、議長に対し委員派遣承認要求を行いたいと思いますが、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等につきましては委員長に一任していただきたいと思いますがよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 派遣要請しますので、それではそのようにさせていただきます。

その他についてないようですので、以上をもちまして第10回厚生常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、倉迫副市長の御挨拶をお願いいたします。

○副市長（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 倉迫副市長。

○副市長（倉迫 明君） 委員の皆様方には、本日はお忙しい中を長い時間にわたり大変お世話になり、ありがとうございました。9月予定案件につきましては、慎重に審査を賜り、7件とも御採択をいただきまして本当にありがとうございました。その他の事業の進捗状況につきましても、熱心に御協議を賜りまして、いろんな御意見をいただきましてありがとうございました。今後、この御意見を参考に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。本日はまことにありがとうございました。

○委員長（原田素代君） ありがとうございました。

長い時間お疲れさまでした。

それでは、本日の委員会を閉会といたします。

午後2時17分 閉会